

住民基本台帳法施行令の一部改正案に関する意見募集の結果の概要

1 意見募集の結果住民基本台帳法施行令の一部改正案に関する意見募集の結果について、平成20年2月20日（水）から平成20年3月21日（金）までの間、意見の募集を行ったところ、6件の御意見をいただきました。

2 意見の概要

以下のとおり

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>施行令第15条の2において、法第12条の3にある特定事務受任者のうち、海事代理士及び行政書士の記載がないがなぜか。</p>	<p>施行令第15条の2においては、特例が認められる業務として、受任事件が紛争性を有し、裁判手続その他紛争処理の手続の対象となる性質のものであって、特定事務受任者が、そのような手続において代理する権限を有するものを挙げています。こうした業務に関しては、依頼者の個人情報保護に配慮しつつ、特定事務受任者の職務の円滑な遂行を図る必要性が強いためです。</p> <p>海事代理士及び行政書士については、関係法令上、上記に相当するような紛争処理手続に関する代理業務が認められていないため、施行令第15条の2に規定していないものです。</p>
2	<p>施行令第15条の2において、行政書士法第1条の3第1号に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続等を加えるべきである。</p>	<p>行政書士法第1条の3第1号に規定する行政書士の代理業務は、紛争性を有しない、すなわち法律上の権利義務に係る争いや疑義が具体的に顕在化していない業務を規定しているものです。</p> <p>施行令第15条の2に掲げる業務の要件は、上記1のとおりであり、当該業務はこの要件に該当しないため、規定していないものです。</p>
3	<p>施行令第15条の2第1号に、刑事に関する事件における弁護人としての業務等、戸籍法第10条の2第5項と同様の弁護士の業務を加えるべきである。</p> <p>これらの弁護士の業務に法第12条の3第1項第3号の「正当な理由」に該当するものとして扱うこととすると、市町村の裁量の幅をあまりに大きくすることとなるなど、適切ではない。</p>	<p>改正後の法第12条の3の構成上、第1項で第三者の住民票の写し等の交付を申し出ることができる場合を一般的に規定し、それでは読み切れないものの交付の申出を認めることが必要な場合を、特則として第2項に規定しています。第1項で読み込める場合には、重ねて第2項の規定は不要なわけです。</p> <p>刑事弁護人としての業務等は、当然、弁護士の正当な業務として、それ自体で依頼人を介することなく、交付を申し出ることができる場合にあってはまるため、あえて第2項に規定する必要はない、と法律案の立案過程において整理しています。</p> <p>また、市町村に対する通知(事務処理要領等)の中で、以上のような弁護士の業務は法第12条の3第1項に該当する旨を周知する予定です。このため、市町村に幅広い裁量を与えたり、市町村ごとに差異が生じることにはならず、戸籍法と同様の運用が確保され、特段支障は生じないものと考えます。</p>

番号	意見の概要	意見に対する考え方
4	<p>特定事務受任者の統一請求用紙について、理由欄に記載する事項を統一するよう各士業団体に働きかけてほしい。また、その統一された事項の例示をしてほしい。特例の認められる業務の根拠法令等、特例の認められる業務かどうか明確にわかるような統一請求用紙とするよう各士業団体に働きかけてほしい。</p>	<p>職務上の申出書の様式においては、特例の認められる業務については、その根拠条文がわかるような様式とすること、理由をわかりやすく明示することを士業団体に求めています。ただし、理由欄の書き方については、様々な事例・内容が想定されることから、特に例示することは考えていません。</p>
5	<p>どのような職務上の請求資格による請求か判断に迷わないために、各士業団体に対し、特例の認められる事務とそれ以外の職務上請求用紙を二分化することと、曖昧な記載をしないよう働きかけてほしい。</p>	<p>法第12条の3第4項第5号により特定事務受任者に対して特例が認められる業務と、それ以外の業務については、職務上の申出書の様式において、明確に区分され、わかりやすい記載となるよう各士業団体に働きかけています。</p>
6	<p>司法書士等が、職務上(法第12条の3第2項)の請求ではなく、本人等請求の任意代理人として住民票の写し等を郵送にて請求する場合において、その送付先を司法書士等の事務所とすることとすると、実務上、混乱が生じるのではないか。</p>	<p>任意代理人として本人等請求を行う場合、請求に際して請求者本人の住所とは別の送付場所が指定され、その理由及び送付場所が適当と認められるときは、指定の場所あてに送付できるものと考えています。代理人の事務所あての指定も、こうした手続の一環として、当然認められるものであり、特に混乱が生じるとは考えておりません。</p>